

民泊の取扱いについて - 西日本防災システム

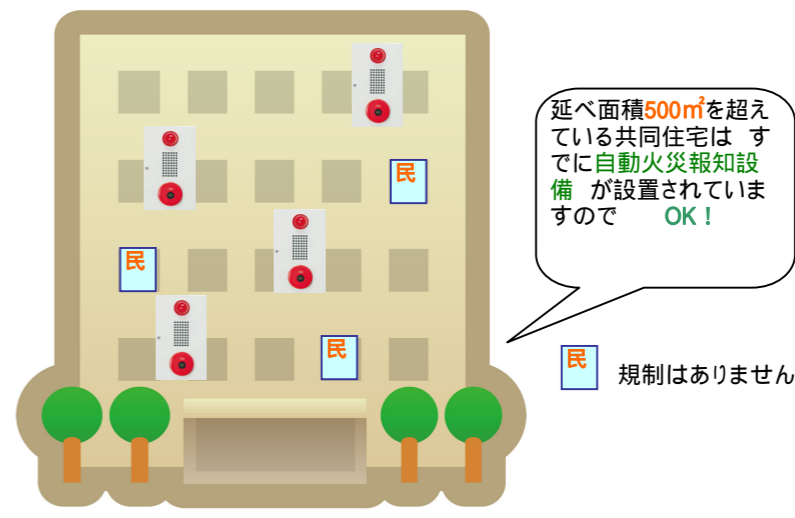
共同住宅の一部を民泊として使用する場合

NBS119

①

現在延べ床面積が 500㎡ を超えている場合

すでに自動火災報知設備が設置されていますので、特に設備の増設は必要ありませんが、民泊部分の未警戒などに注意をしてください



民 規制はありません

延べ面積 500㎡ 以上

②

延べ床面積が 300㎡ 以上 500㎡ 未満の場合

民泊部分の床面積が防火対象物の延べ床面積の10%を超えますと、防火対象物全体に自動火災報知設備の設置義務が生じます。

✂ この場合、無線式の使用が認められています。

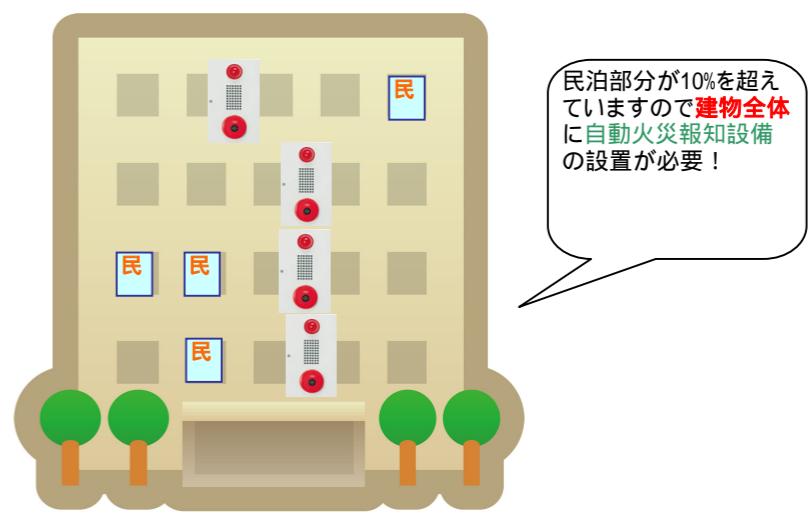
民泊部分が10%を超える場合

③

②で民泊部分が10%を超えていない場合

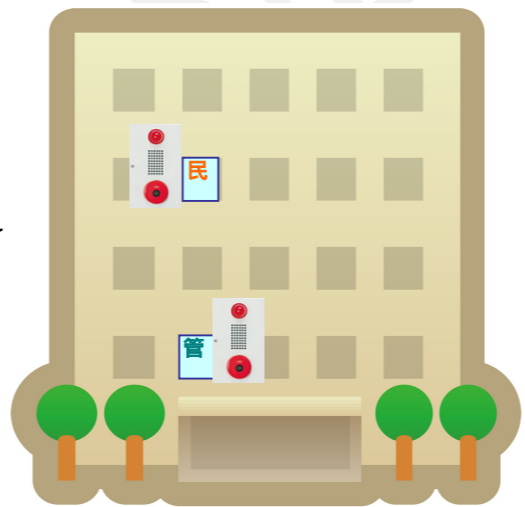
民泊の用途に使用している部分及び管理人室等に自動火災報知設備の設置義務が生じます。

民泊部分が10%を超えない場合



延べ面積が300㎡以上500㎡未満

民 管
管理人室と民泊部分に自動火災報知設備の設置が必要!



延べ面積が300㎡以上500㎡未満



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



民泊の取扱いについて - 西日本防災システム

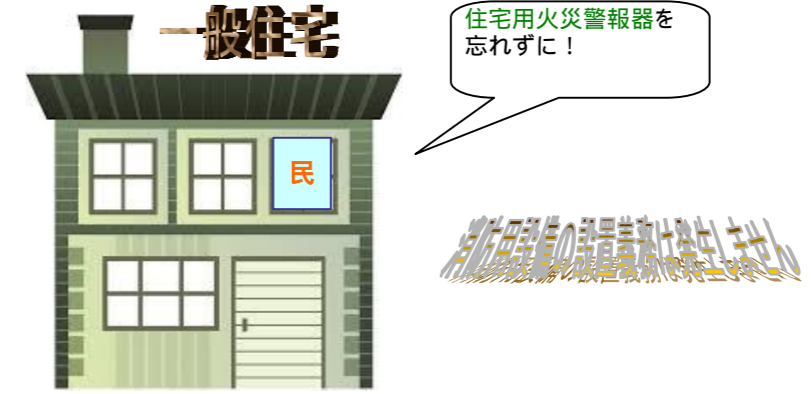
一般住宅の一部を民泊として使用する場合

NBS119

①

民泊部分が建物全体の半分未満で 50㎡ 以下である場合

用途は一般住宅となり、消防用設備の設置義務は発生しません。但し住宅用火災警報器はその部分に適宜設置が必要です。



民泊部分が50%未満で50㎡以下

②

民泊部分が建物全体の半分未満で 50㎡ を超える場合

建物が用途が混在する防火対象物 となります。

✖ 150㎡ を超える場合は 消火器 の設置が、民泊部分に自動火災報知設備、建物全体に誘導灯の設置義務が生じます。

300㎡ を超える場合、対象物全体に自動火災報知設備の設置義務が生じます。

✖ この場合も無線式が認められています。

150㎡ を超える場合は消火器の設置 民泊部分に自動火災報知設備、誘導灯の設置が必要!

300㎡ を超える場合は、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要!

民泊部分が50%未満で50㎡以上

③

民泊部分が建物全体の半分を超える場合

対象物全体(住宅部分を含めて)が宿泊施設の扱いとなります。

150㎡以上は消火器が必要です。 自動火災報知設備、誘導灯は全てに設置義務が生じます。



民泊部分が50%を超える場合宿泊施設となります

建物全体に自動火災報知設備、誘導灯の設置が必要! 150㎡以上で消火器が必要となります。

✖ さらに用途が宿泊施設となりますので、防火対象物内のカーテン、絨毯は 防災製品 の使用が求められます。

参考: 防災製品について →



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →